

嬉野市新庁舎移転等業務委託仕様書

1 業務名

嬉野市新庁舎移転等業務

2 本業務の目的

本業務は、嬉野市の新庁舎建設に伴い、別記3「移転対象施設」の物品、文書、OA機器（美術品含む）等の新庁舎等への移転や廃棄する什器等の集積について、綿密な移転計画の策定とこれに基づく細やかな調整及び効率的な作業により、行政サービスの提供に影響を及ぼすことなく、新庁舎への移転を円滑に行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年10月30日（金）まで

（工事竣工予定日：令和8年6月30日（火））

（開庁予定日：令和8年10月1日（木））

4 業務内容

本業務の内容は、次に掲げるものとする。

（1）移転計画策定業務（詳細は、別記1「移転計画策定業務」を参照。）

（2）移転業務（詳細は、別記2「移転業務」を参照。）

5 提出書類

別記1「移転計画策定業務」及び別記2「移転業務」に記載のとおり。なお、提出書類については、嬉野市（以下「発注者」という。）と協議の上、その指示に従い、定められた期限までに遅滞なく提出すること。提出書類については、DVD-R等（ウイルスチェックを済ませたうえで、DVD-R等表面に「タイトル」「納品日」「ウイルスチェック済み」と記載すること。）へ保存した電子データを併せて提出すること。

6 業務履行に当たっての留意点

（1）本仕様書及び別記1「移転計画策定業務」、別記2「移転業務」に基づき本業務を実施すること。また、プロポーザルで提案のあった業務（仕様書に記載のない業務）も実施すること。なお、本仕様書に明示されていないが、受託者において業務を実施する上で必要と判断する事項がある場合は、発注者と協議の上、適切に対応すること。

（2）本業務履行にあたっては、関係法令等を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期す

ること。

- (3) 受託者は、発注者と協議の上、定例会議を主催するとともに、業務の遅延等が発生しないよう、進捗報告を行い、議事録の作成を行うこと。また、各部署や関係業者等との協議結果についても原則として書面をもって必ず報告を行うこと。
- (4) 受託者は、災害・事故等の緊急・異常事態が発生した場合、事前に発注者と協議した方法に従い対応すること。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置の下で進めること。
- (6) 受託者は、発注者からの指示や本業務の内容に関して照会があった場合、誠意をもって速やかに対応すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、専門会社等の第三者に一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者の許可を得なければならない。
- (8) 成果品納品期限前であっても、発注者は、成果品の全部若しくは一部を利用することができるものとする。
- (9) 受託者は、本業務の履行完了の前後を問わず、業務の履行に際し知り得た発注者の機密情報を第三者への漏えい、若しくは目的以外で使用してはならない。
- (10) 受託者は、個人情報を適切に管理し、保護するための必要な措置を講じなければならない。
- (11) 業務内容に変更が生じた場合は、発注者と協議の上、契約を変更することができるものとする。
- (12) 本仕様書及び別記1「移転計画策定業務」、別記2「移転業務」に定めのない事項については、発注者と協議の上、定めるものとする。

7 成果品等に係る著作権等

- (1) 全ての成果品等は、発注者の所有とする。また、受託者は、本業務に係る成果品等の所有権及び著作権を引渡し時に発注者に全て譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、発注者の承諾を得ることなく成果品等を他人に閲覧、複写、又は譲渡してはならない。
- (3) 受託者は、発注者に引き渡した成果品等の全てについて、第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証すること。また、著作権等の侵害が判明した場合には、その損害を補償するなど必要な措置を講じること。
- (4) 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産を使用するときには、その使用に関して責任を負うこと。

8 検査

受託者は、移転計画策定業務及び移転業務が完了したときには、発注者に完了届及び別記1・2に記載している成果品を提出し、検査を受けること。検査により不具合が確認された場合、受託者は、これに対し誠実に対応し改善を図ったうえで、発注者の再検査を受けること。

9 支払方法

委託料の支払いは、発注者による検査が完了した後、受託者からの請求により行うものとする。

10 事務局

嬉野市役所 総合戦略推進部 企画政策課 庁舎整備推進室

〒849-1492

佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地

電話：0954-66-9117（直通）

電子メール：chosha@city.ureshino.lg.jp